令和４年度

港区環境マネジメントシステム実績報告

港　　区

目　次

港区平和都市宣言

港区環境マネジメントシステムの経緯・目的・・・・・・・・・・・・・・・・1

港区環境マネジメントシステムの対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・2

環境マネジメントシステム仕組み・運用体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

港区環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第４次港区環境率先実行計画（第４次みんなとエコ21計画）について・・・6

環境マネジメントシステム取組結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

内部環境監査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第三者評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

区長によるマネジメントレビュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

港区平和都市宣言

　かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

　私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

　このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

　私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年８月15日

港　　区

港区環境マネジメントシステムの経緯

港区では、平成12年度に「港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）」を策定するとともに、平成13年度から庁内における環境配慮行動を確実に推進するためにISO14001を認証取得して環境配慮行動に努めてきました。

平成22年度には、「港区環境方針」を策定し、ISO14001に準じた港区環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）に移行するとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（現在の法律名：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律。以下「省エネ法」という。）」、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）」に基づき、区有施設の二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の報告を開始しました。

また、平成23年３月11日に発生した東日本大震災以降を契機に、施設のエネルギー使用量の削減を強化し、平成25年度からはエネルギー管理に重点をおいたマネジメントシステムを構築し、運用しています。

平成28年度からは、EMSを第４次港区環境率先実行計画の進捗管理ツールと位置付け、計画の目標達成に向けて、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減に向けて取組みました。

令和３年度からは、港区環境基本計画に基づき引き続き取組を行っています。

港区環境マネジメントシステムの目的

EMS では、港区環境方針を踏まえた上で、港区環境基本計画で定めた二酸化炭素排出量の削減、環境法令等の遵守徹底、職員による地球温暖化防止意識のさらなる向上のため、PDCA サイクルの手法を用いて、継続的な改善を図りながら取り組んでいきます。

【港区環境マネジメントシステムの主な目的】

①「港区環境基本計画」で定めた二酸化炭素排出量の削減目標の達成

② 環境法令等の遵守徹底

③ 職員による地球温暖化防止意識のさらなる向上

環境マネジメントシステムの対象範囲

港区環境マネジメントシステムの対象範囲は、区の全ての施設における事務事業と職員全員です。ただし、幼稚園・小中学校については、別途『港区学校版環境マネジメントシステム』に基づき、園児、児童、生徒が中心となった環境活動を推進していきます。

【港区環境マネジメントシステムの対象】

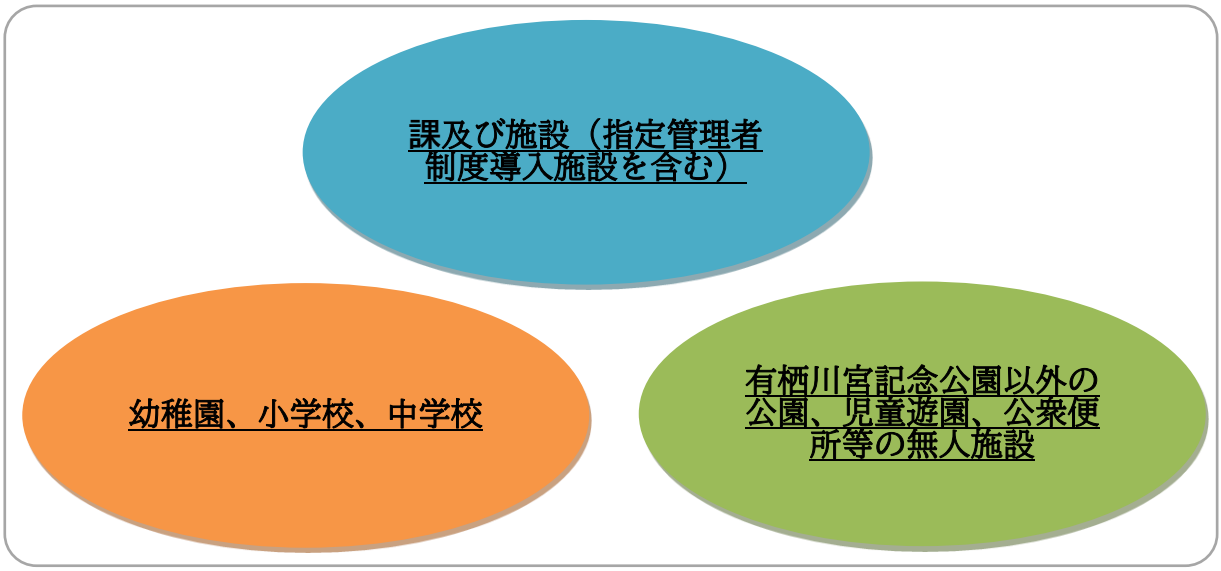

【各対象における港区環境マネジメントシステムの運用管理項目】

	エネルギー使用量等の実績の把握	環境法令の遵守及び環境リスクの適正管理	港区環境基本計画に基づくエネルギー等削減の取組
課及び施設（指定管理者制度導入施設を含む）	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校	○	―（※1）	―（※2）
有栖川宮記念公園以外の公園、児童遊園、公衆便所等の無人施設	○	○	―

※1　教育委員会事務局学務課で対応

※2　港区学校版環境マネジメントシステムにより対応

港区環境マネジメントシステムの仕組み・運用体制

港区環境マネジメントシステムは、ISO14001 に準じて、以下の仕組みで運用していきます。

【港区環境マネジメントシステムの仕組み】

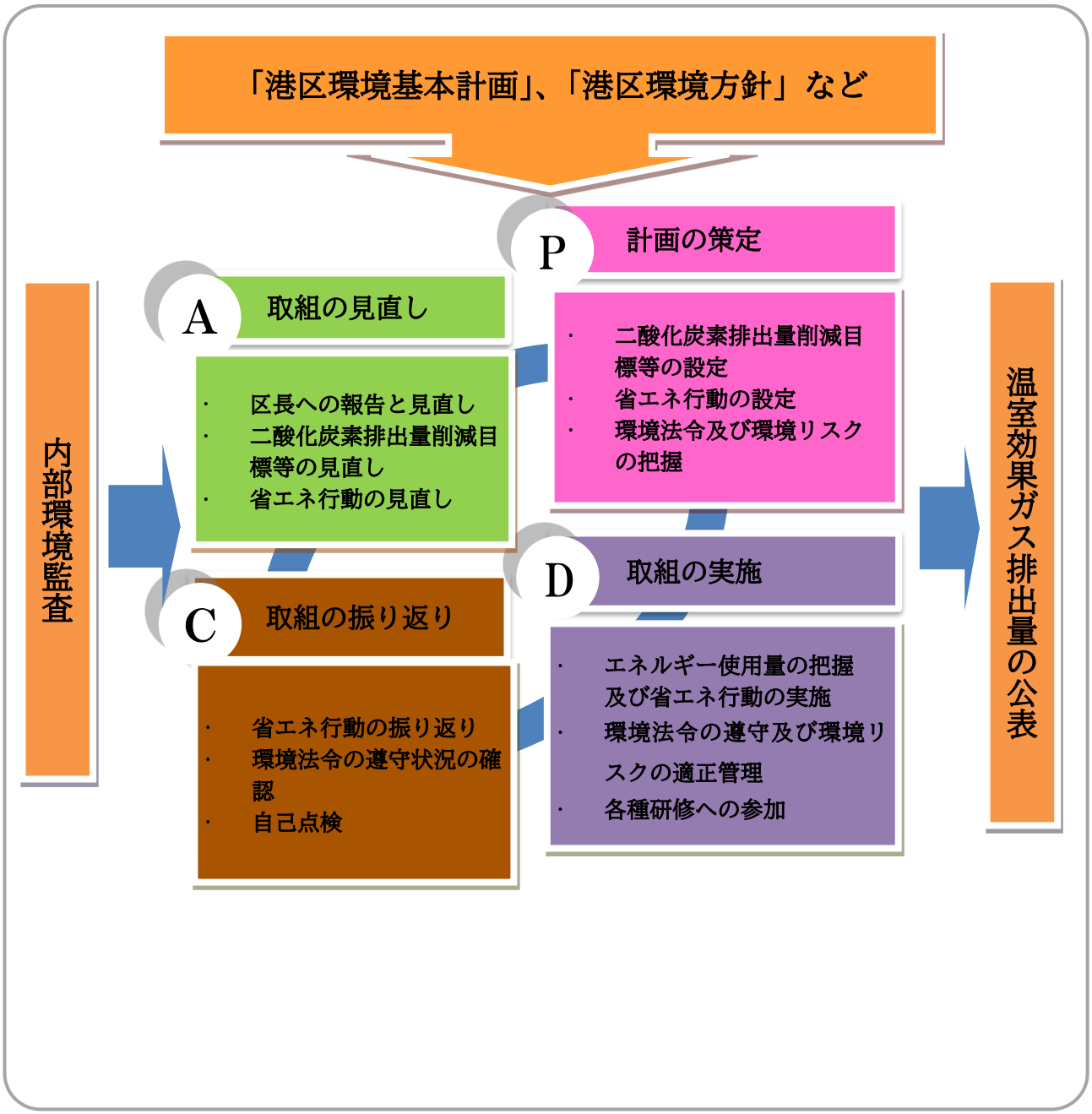

【港区環境マネジメントシステム組織図】

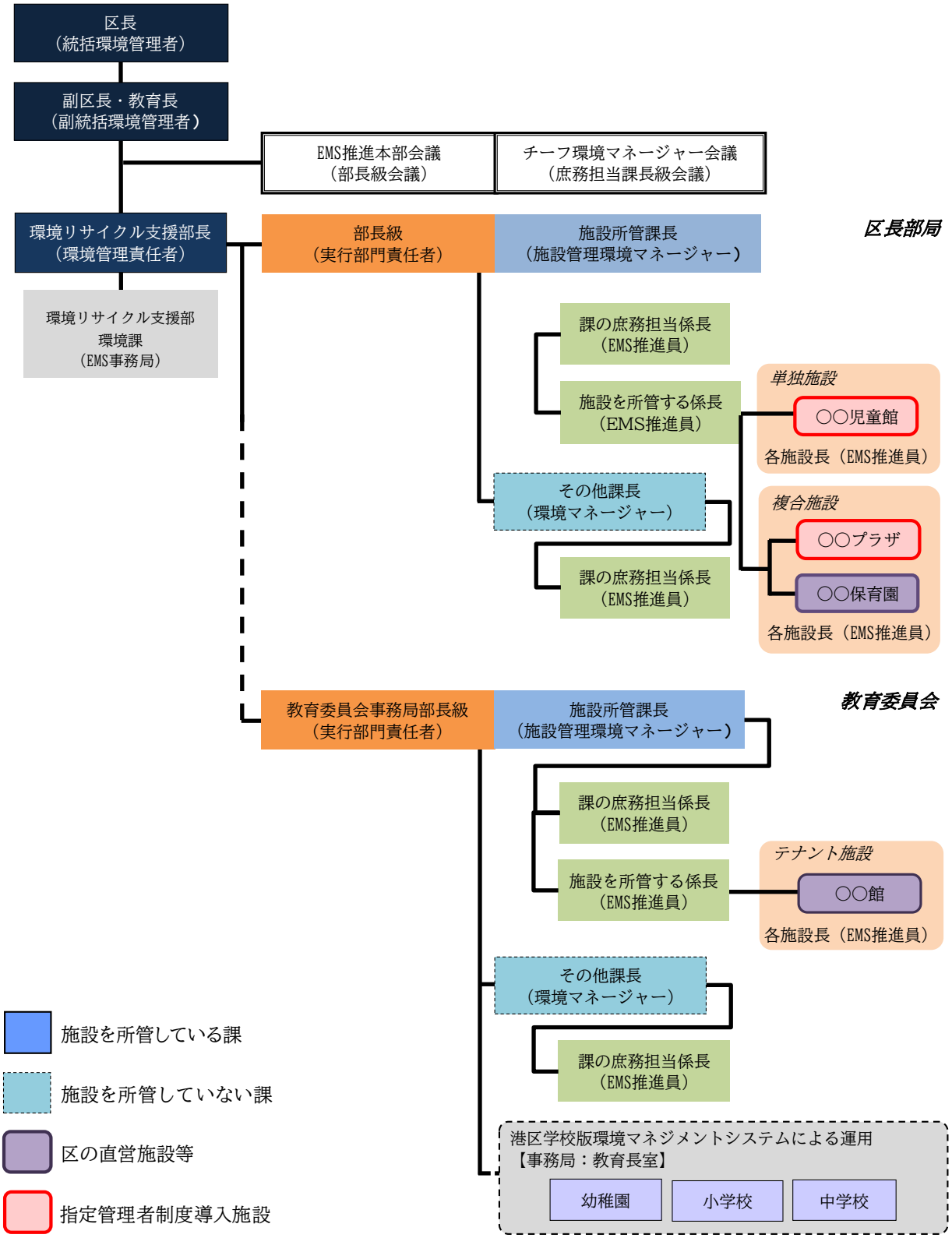

港区環境方針

区では、ISO14001 に準ずる環境マネジメントシステムの導入に伴い、港区環境方針を平成 22 年 4 月に策定しました。

港区環境方針は、区が一事業者として取り組む、環境に関する取組の基本的な方向性を示したものです。港区環境マネジメントシステムは、本方針の実現に向けた取組を実施するための体制・手続き等の仕組みを指します。職員は、この方針の基本理念を理解し、基本方針に示された取組に基づき、所属での環境配慮活動を実践します。

港区環境方針

基本理念

区は、首都東京の都心にふさわしい風格と安全性を備え、住と職が調和した、地球環境にも貢献する街づくりを推進し、住み、働き、学び、憩う人々が集う場として、人にやさしく誰もが心地よく暮らせる環境を実現します。

地球環境保全の重要性を自覚した上で、区は、区内有数の大規模事業所として、自ら率先して、良好な生活環境の創造に取り組み、居住と都市活動の持続が可能な「居住環境都市」を目指すことを宣言します。

区民や区内の事業者の皆さんとともに、身近な環境を大切にし、地球環境を守り、次世代に継承していくため、持続可能な循環型社会を形成して、環境に配慮した区政運営を行います。

環境方針

1　区は、港区環境基本計画並びに港区環境率先実行計画等に基づき、以下のことを積極的に推進します。

(1)　区は、率先して地球温暖化対策に取り組むため、事務事業によるエネルギー使用量と温室効果ガス排出の抑制に努めます。
(2)　事務事業において、省資源とグリーン購入に努めます。
(3)　区民及び事業者と連携して、ごみ減量やリサイクル、その他環境負荷軽減に努めます。

2　環境に関する法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。

3　環境目的及び目標を具体的に定め、環境保全行動の中で、継続的な見直し及び改善に取り組みます。

4　本方針を全職員が理解して、行動できるよう研修を徹底します。

5　本方針及び環境保全行動の結果について、広く公表します。

平成 22 年４月１日

港区長　武井雅昭

港区環境基本計画（港区環境率先実行計画）について

【目的】

本計画は、区が事業者として温室効果ガスを削減するため、港区環境基本条例に基づく区がとるべき行動やその他の区の事務事業に係る環境行動を率先して実行するために策定しています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律によって地方公共団体に策定が義務付けられている、温室効果ガス排出量の抑制等のための計画のうち、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけています。

本計画では、区が事業者として排出する温室効果ガスの削減に一層強力に取り組むため、区有施設からの二酸化炭素排出量の削減目標を設定して取組を推進しています。

EMS では、港区環境基本計画（港区環境率先実行計画）の進捗管理ツールとして、計画の目標達成に向けて、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減に向けて取組を強化しています。

【計画期間】

令和３年度から令和８年度まで

【対象範囲】

「区の事務及び事業」全てを対象

【港区環境基本計画（港区環境率先実行計画）で定める目標】

令和８（2026）年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を平成 25（2013）年度比 ▲30％の水準とする。

【取組結果】

令和４（2022）年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量は、同年度において、区有施設への再生可能エネルギー由来 100％電力を導入したことで大幅に削減が進み、平成 25（2013）年度比 ▲37.5％の水準となり、令和８年度の削減目標を達成しています。

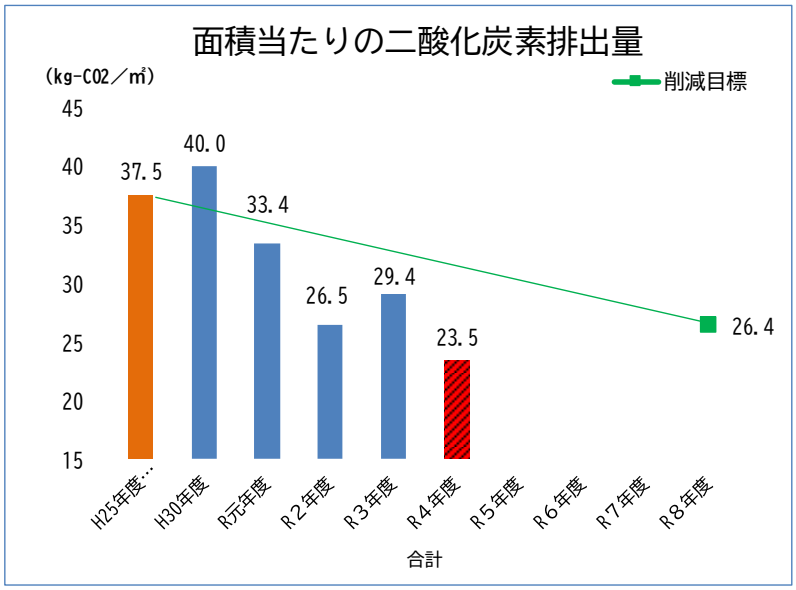

環境マネジメントシステム取組結果【区有施設の取組】

港区環境基本計画（港区環境率先実行計画）の取組状況

●二酸化炭素排出量の推移

	平成 25 年度 （基準値）	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度
区長部局						
総量（t-CO_2）	14,640	17,124	13,995	12,793	13,108	10,652
延床面積（m^2）	384,117	441,287	446,851	446,118	453,778	458,859
面積当たりの排出量 （kg-CO_2/m^2） （基準値からの増減率）	38.1	38.8 （1.8%）	31.3 （▲17.8%）	28.7 （▲24.8%）	28.9 （▲24.2%）	23.2 （▲39.1%）
教育委員会						
総量（t-CO_2）	10,548	13,238	11,711	7,556	10,053	8,478
延床面積（m^2）	286,698	318,332	322,995	322,502	334,758	356,457
面積当たりの排出量 （kg-CO_2/m^2） （基準値からの増減率）	36.8	41.6 （13.0%）	36.3 （▲1.5%）	23.4 （▲36.3%）	30.0 （▲18.4%）	23.8 （▲35.4%）
合計						
総量（t-CO_2）	25,187	30,362	25,705	20,349	23,161	19,130
延床面積（m^2）	670,814	759,619	769,846	768,620	788,537	815,316
面積当たりの排出量 （kg-CO_2/m^2） （基準値からの増減率）	37.5	40.0 （▲11.1%）	33.4 （▲29.5%）	26.5 （▲19.7%）	29.4 （▲21.8%）	23.5 （▲37.5%）

●エネルギー使用量の推移（参考）

	平成 25 年度 （基準値）	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度
区長部局						
総量（KL）	8,619	9,397	9,177	9,081	9,352	9,712
延床面積（m^2）	384,117	441,287	446,851	446,118	453,778	458,859
面積当たりの使用量 （L/m^2） （基準値からの増減率）	22.4	21.3 （▲5.1%）	20.5 （▲8.5%）	20.4 （▲9.3%）	20.6 （▲8.2%）	21.2 （▲5.7）
	教育委員会					
総量（KL）	6,253	7,308	6,913	6,810	7,382	7,990
延床面積（m^2）	286,698	318,332	322,995	322,502	334,758	356,457
面積当たりの使用量 （L/m^2） （基準値からの増減率）	21.8	23.0 （5.3%）	21.4 （▲1.9%）	21.1 （▲3.2%）	22.1 （1.1%）	22.4 （2.8%）
	合計					
総量（KL）	14,872	16,705	16,090	15,891	16,733	17,702
延床面積（m^2）	670,814	759,619	769,846	768,620	788,537	815,316
面積当たりの使用量 （L/m^2） （基準値からの増減率）	22.2	22.0 （▲0.8%）	20.9 （▲5.7%）	20.7 （▲6.7%）	21.2 （▲4.3%）	21.7 （▲2.1%）

※区長部局：公園（有栖川宮記念公園を除く）・児童遊園・緑地・遊び場・公衆便所は対象外
　教育委員会：教育委員会所管の全施設が対象
※二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の算出にあたっては、各年度の換算係数を使用しています。
※エネルギー使用量は省エネ法の「未利用熱活用制度」を利用し、総量を差し引いています。

【参考】エネルギー種別使用実績

【区有施設全体（区長部局＋教育委員会）】

エネルギー種別	使用量		原油換算量	
電気	51,321,111	kWh	13,141	KL
都市ガス	3,215,046	m^2	3,733	KL
地域冷暖房※	34,870	GJ	887	KL
灯油	186,180	L	184	KL
液化石油ガス(LPG)	4,466	kg	6	KL
A重油	225	L	0.23	KL
軽油	60	L	0.058	KL
合計			17,951	KL

※　「未利用熱活用制度」により購入した未利用熱（GJ）は含まない。

令和４年度　区有施設全体（区長部局＋教育委員会）
エネルギー種別グラフ

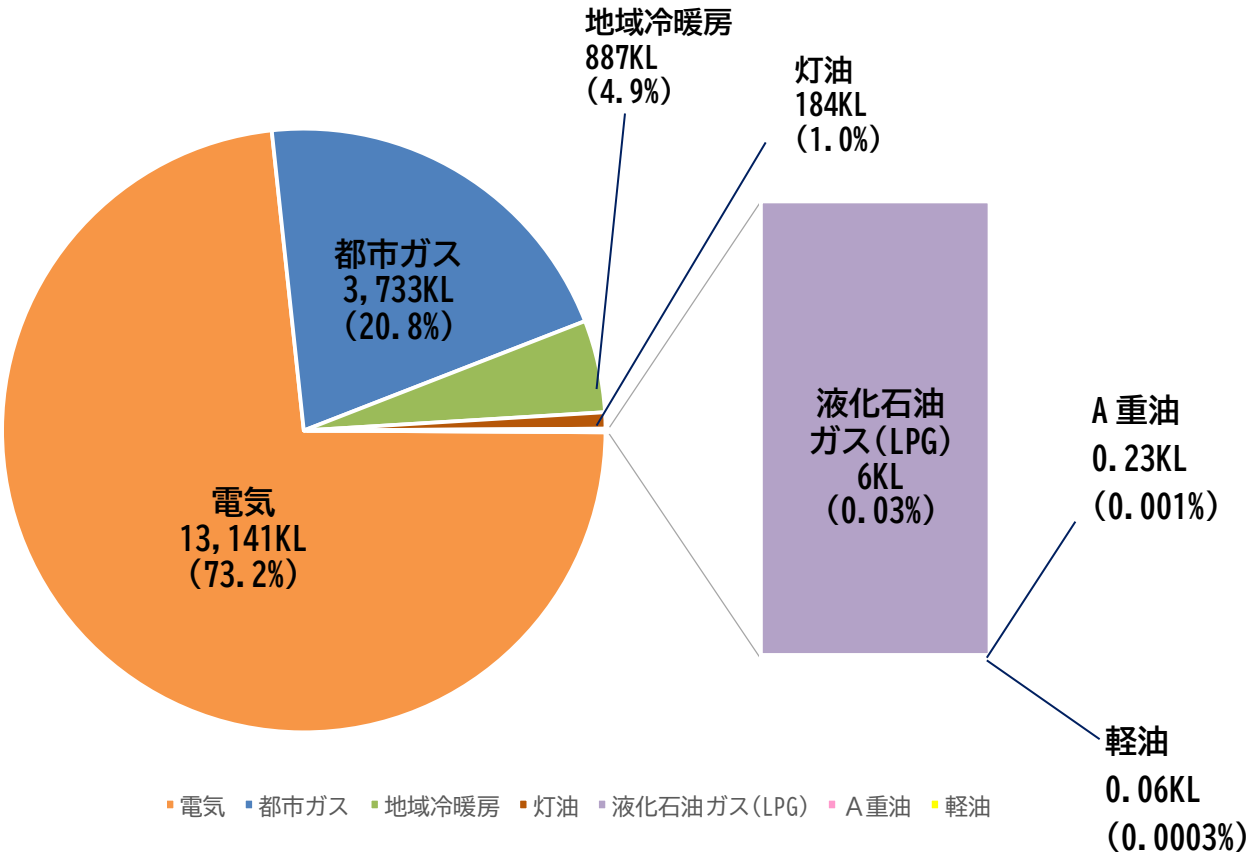

【区長部局】

エネルギー種別	使用量		原油換算量	
電気	29,371,469	kWh	7,521	KL
都市ガス	1,456,428	m^2	1,691	KL
地域冷暖房※	18,271	GJ	463	KL
灯油	164,400	L	156	KL
液化石油ガス(LPG)	4,317	kg	6	KL
Ａ重油	225	L	0.23	KL
軽油	60	L	0.06	KL
合計			9,837	KL

※　「未利用熱活用制度」により購入した未利用熱（GJ）は含まない。

令和４年度　区長部局
エネルギー種別グラフ

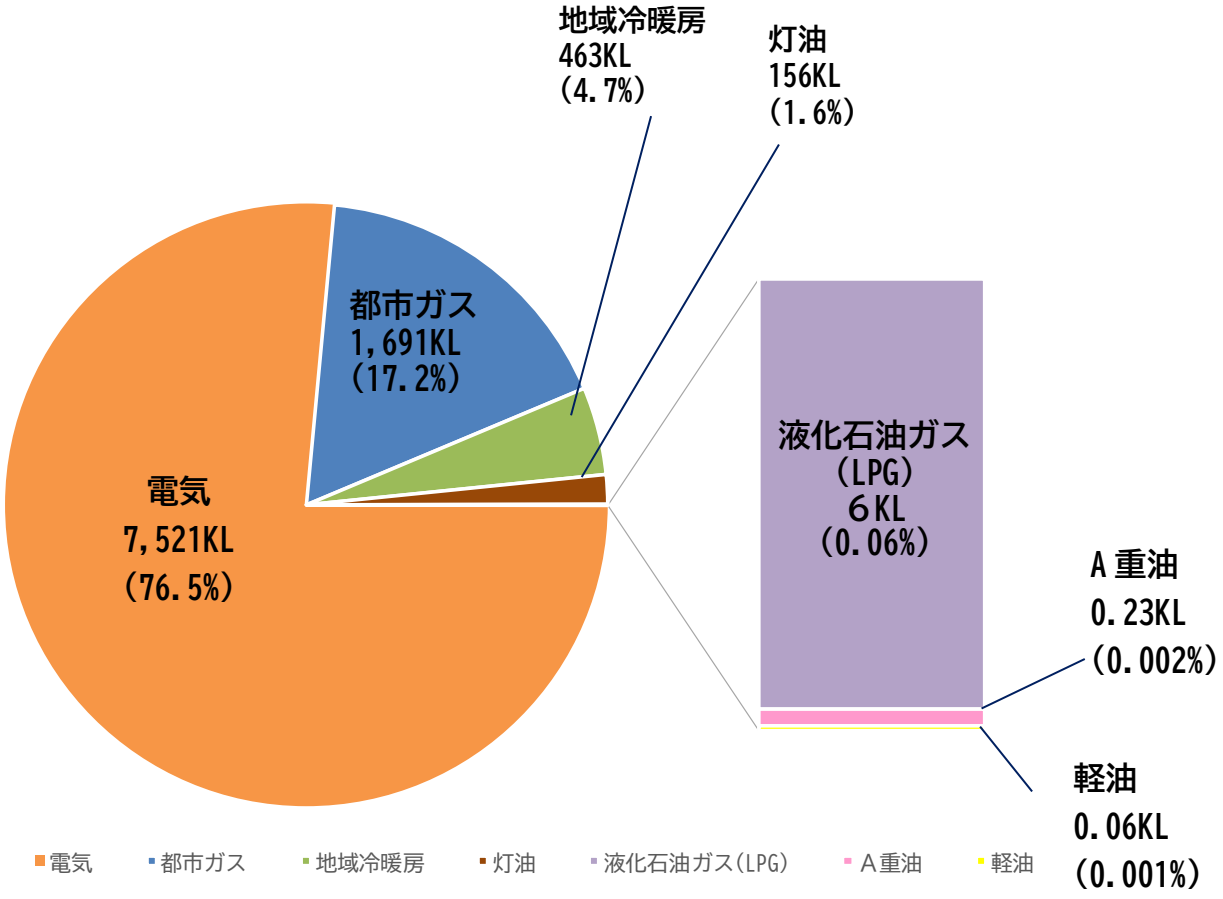

【教育委員会】

エネルギー種別	使用量		原油換算量	
電気	21,949,643	kWh	5,620	KL
都市ガス	1,758,619	m^2	2,042	KL
地域冷暖房※	16,599	GJ	423	KL
液化石油ガス(LPG)	149	kg	0.14	KL
灯油	21,780	L	28.55	KL
合計			8,114	KL

※　「未利用熱活用制度」により購入した未利用熱（GJ）は含まない。

令和４年度　教育委員会
エネルギー種別グラフ

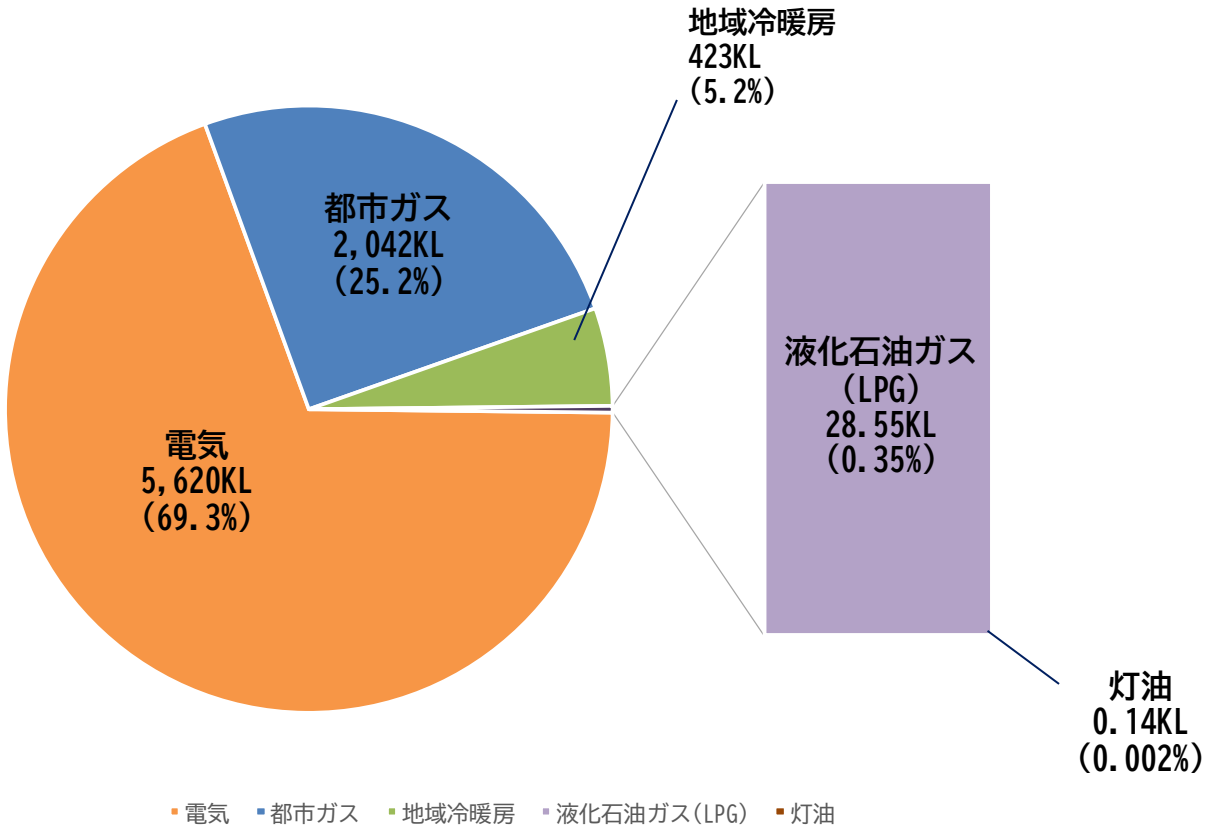

【参考３】その他取組結果

●用紙使用量

令和４年度の用紙使用量は 35,389,175 枚でした。令和３年度と比較すると、約 6.68%%減少しています。

●印刷物量

令和４年度の印刷物量は 30,966,349 枚でした。令和３年度と比較すると、約 11.1%減少しています。

※印刷物の大きさに関わらず、印刷物量（枚）＝印刷したページ数×冊数で計算しています。

●廃棄物の再資源化率

令和４年度の再資源化率は約 33.5%でした。令和３年度と比較すると約 2.4 ポイント増加しています。

●庁有車の燃料使用量

令和４年度の庁有車の燃料使用量は、ガソリンは 21,166 リットル、軽油は 20,088 リットル、天然ガスは 33,174m^3 となりました。LPG を使用する車の利用はありませんでした。

令和３年度と比較すると、ガソリンは 12%増加、軽油は 0.4%減少、天然ガスは 10%増加となっています。

●水道水の使用量

令和４年度の上水の使用量は 721,350m^3、下水の使用量は 679,230m^3 でした。令和３年度と比較すると上水は約 11.8%増加し、下水は約 1.3%減少しています。

●グリーン購入等の推進

事務用品等については、積極的にグリーン購入適合品を選択するなど、概ね適切に環境配慮製品の購入が実行できています。

また、施設の設備機器の更新においては、トップランナー製品や省エネタイプの機器を積極的に選択することにより、エネルギーの使用の合理化を推進しています。

令和３年 11 月には「港区電力調達方針」を改定し、再生可能エネルギーの割合が 100%の電力の調達を行っています。

内部環境監査について

令和４年７月 22 日から令和４年 10 月 11 日にかけて、55 施設（課、直営施設、指定管理者制度導入施設）を対象として内部環境監査を実施しました。

内部環境監査の結果、港区環境マネジメントシステムは、港区環境マネジメントシステムハンドブック等に規定されたルールに基づき、概ね適切に運用していることを確認しました。内部環境監査で確認された優良事項、要改善事項、要是正事項、改善提案事項の件数は、以下のとおりです。

判定区分		件数	概要
優良事項		５件	施設における省エネ対策（設備機器の運転改善等）の工夫が確認されました。
指摘事項区分	要是正事項	２件	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理に関して、契約が適切に行われていませんでした。
	要改善事項	０件	法律や EMS システムに基づく書類の記入不備はありませんでした。
意見事項区分	改善提案事項	26 件	施設の省エネ対策（設備機器の運転改善等）において改善が望まれる点に関して、改善に向けた提案がなされました。

「要是正事項」は、法律に基づく取組不足の指摘と港区 EMS の取組不足の指摘でしたが、いずれも適切に是正し、再発防止に努めています。

また、法律に基づく取組不足への対応及び環境法令への理解促進として、環境法令に関する研修や啓発を実施しています。

なお、「優良事項」の中で特に優れた取組に対して毎年表彰を行っています

【表彰制度のご紹介】

内部環境監査では、省エネルギーや省資源で他施設の見本となるような取組を優良事例として取り上げています。その中でも下記の施設は特に優れた取組を実施している施設として表彰しました。

対象組織	優良事項
サン・サン赤坂 赤坂子ども中高生プラザ	・ 指定管理者・設備管理者・区担当者からなる省エネ推進委員会を開催しているほか、エネルギー使用量の各施設の会議での共有や施設内への掲示を通じて、施設間の連携による省エネ活動を推進している。 ・ 赤坂子ども中高生プラザでは、施設を利用する子どもたちに環境教育を行うとともに、職員や利用者にも広く呼び掛けて取り組んでいる。
港区役所行政棟及び議会棟	・ 一定期間利用しない設備の主電源の OFF による待機電力の削減のほか、空調のエネルギーの構成（電気・ガス）比率を見直しや本庁舎地下に設置されている蓄熱槽を活用した空調運転を行うなど、設備運用による積極的な電力削減を図っている。

第三者評価について

港区では監査結果を客観性の確保のために、一般社団法人エコステージ協会東京第三者評価委員会に上申し、審査を受けています。令和４年度の内部環境監査は同委員会より「ＥＭＳが適切に実施されている」旨の意見書を下記のとおり収受しました。

意見書ID EST－002－L

自治体エコステージ意見書

東京都港区役所
区長　武井 雅昭 様

一般社団法人エコステージ協会
東京第三者評価委員会

評価機関:
株式会社知識経営研究所

評価機関である株式会社知識経営研究所は、「自治体エコステージ訪問評価計画書」に基づき、エコステージ評価員有資格者を東京都港区役所の関係各所に派遣し、関係文書や実施記録類、職員インタビュー、現場確認等を行い、東京都港区役所の環境マネジメントシステムが自治体エコステージ規格に基づき、適切に実施されているかどうかを評価及び確認しました。これらの結果から「自治体エコステージ確認支援報告書」を作成し、一般社団法人エコステージ協会東京第三者評価委員会に上申しました。

一般社団法人エコステージ協会東京第三者評価委員会は、２０２３年１月２６日に、第三者評価委員会を開催し、上申内容を精査し、かつ、株式会社知識経営研究所の当該評価員の報告を受け、厳正に審議し、以下の意見書をまとめました。

1. 第三者意見書発行日

２０２３年１月２６日

2. 適用組織の代表所在地

区役所：〒１０５－８５１１　東京都港区芝公園１－５－２５

3. 評価・確認方法

① 適用規格

・自治体エコステージ規格（基本事項）　２００９年１２月１日発行

・自治体エコステージ規格（推奨事項）　２００９年１２月１日発行

② 確認文書・記録

・港区環境マネジメントシステムハンドブック、関係文書、実施記録類

③ 確認方法

・文書・記録類の確認、職員インタビュー、現場確認

4. 結果

確認の結果、当エコステージ第三者評価委員会、並びに株式会社知識経営研究所の第三者意見は、次の通りです。

> 株式会社知識経営研究所は、「自治体エコステージ訪問評価計画書」に基づき、２０２２年７月から２０２２年１１月にかけて、エコステージ評価員を東京都港区役所の関係各所に派遣し、港区環境マネジメントシステムハンドブック、関係文書、実施記録類及び職員インタビューを含む現場確認等を行い、東京都港区役所の環境マネジメントシステムが自治体エコステージ規格に基づき、適切に実施されていることを確認しました。

意見書ID EST－002－L

付属書

一般社団法人エコステージ協議
東京第三者評価委員会

評価機関:
株式会社知識経営研究所

1. 適用規格

自治体エコステージ規格（基本事項）　２００９年１２月１日発行
自治体エコステージ規格（推奨事項）　２００９年１２月１日発行

2. 適用範囲

(1)適用組織

以下の組織を適用組織とします（詳細は、「港区環境マネジメントシステム組織設置要綱」に定めるとおり）。

① 区長の事務部局
② 教育委員会事務部局
③ 選挙管理委員会事務部局
④ 監査事務局
⑤ 区議会事務局

(2)適用サイト

上記の適用組織に係る各施設を適用サイトとします。

区長によるマネジメントレビュー

令和４年度港区環境マネジメントシステムの取組状況をとりまとめた結果をもとに、令和５年３月 23 日に区長によるマネジメントレビューが行われました。

令和５年度港区環境マネジメントシステムに向けた区長からの指示は、以下のとおりです。

●環境方針

区は、今後も、港区環境方針に基づき、率先して温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の抑制等に取り組む。

●環境目的及び目標

「港区環境基本計画」に掲げる区有施設の二酸化炭素削減目標の達成に向け、全庁が一丸となって環境配慮行動を実施するとともに、区有施設における環境負荷の少ない電力の利用や設備の運用改善などにより、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減に取り組むこと。

●港区環境マネジメントシステムに関連する事項について

（１）施設のエネルギー使用状況の把握及び省エネについて

各部局は、所管する施設のエネルギー使用状況等を的確に把握し、職員の省エネ行動や設備の運用改善などに積極的に取り組むこと。地球温暖化対策担当は、各部局の省エネルギーに向けた取組を積極的に推進していくこと。

（２）環境負荷の少ない電力の利用について

「港区電力調達方針」に基づいて環境に配慮し、再生可能エネルギー由来の電力を継続して利用すること。

（３）環境法令の遵守について

各施設等とその所管部署は、該当する環境法令と遵守事項を把握し、法令遵守の徹底を図ること。

（４）職員の環境配慮行動の徹底について

各職員は、港区環境行動指針を常に意識し、環境配慮行動を徹底すること。各部局の実行部門責任者と環境マネージャーは、責任を持って職員に環境配慮行動を徹底させること。

（５）環境に関する動向について

地球温暖化対策担当は、環境に関する社会情勢、国及び東京都の動向等を常に把握し、適切に対応すること。

令和４年度　港区環境マネジメントシステム実績報告書

編集・発行　　令和５年（2023 年）12 月
港区環境リサイクル支援部　環境課
〒105-8511
港区芝公園 1－5－25
電話　03（3578）2111（代表）